

令和5年2月16日
関東信越厚生局

保険医療機関及び保険医の行政処分について

令和5年2月15日に開催された関東信越地方社会保険医療協議会において、「保険医療機関の指定の取消」及び「保険医の登録の取消」について、これらを妥当とする答申がありました。

これを受け、関東信越厚生局長は、以下のとおり行政処分を行いましたのでお知らせします。

【行政処分の内容】

1. 保険医療機関の指定の取消

- | | |
|-------------------|--|
| (1) 名 称 | 若葉歯科クリニック |
| (2) 所 在 地 | 千葉県千葉市若葉区都賀2-25-11 |
| (3) 開 設 者 | 山田 正幸 |
| (4) 指 定 取 消 年 月 日 | 令和5年2月17日 |
| (5) 根 拠 と な る 法 律 | 健康保険法（大正11年法律第70号）
第80条第1号、第2号、第3号、第6号及び第8号 |

2. 保険医の登録の取消

- | | |
|-------------------|--|
| (1) 氏 名 | 山田 正幸（72歳） |
| (2) 登 録 取 消 年 月 日 | 令和5年2月17日 |
| (3) 根 拠 と な る 法 律 | 健康保険法（大正11年法律第70号）
第81条第1号、第3号及び第5号 |

【行政処分に至った経緯】

保険者から、医療費通知を送付したところ、複数の被保険者から通院していない月に診療報酬の請求がある旨の連絡があり、当該保険医療機関を告訴した旨の情報提供があった。その後、開設・管理者である山田歯科医師は診療報酬を詐取したとして、詐欺により禁錮以上の刑が確定した。

患者調査を実施したところ、架空請求が強く疑われたことから、令和4年1月から同年7月まで合計4日間の監査を実施し、結果として「行政処分の主な理由」に記載した事実を確認した。

【行政処分 of 主な理由】

当該保険医療機関及び保険医の監査を実施した結果、以下の事実を確認した。

(1) 禁錮以上の刑に処せられたこと

開設・管理者である山田歯科医師は、令和3年3月29日、診療報酬の不正請求に係る詐欺罪で千葉地方裁判所から、懲役2年6月、執行猶予3年の判決を受け、刑が確定している。

(2) 保険医療機関及び保険医療養担当規則違反

実際には行っていない保険診療を行ったものとして、診療報酬を不正に請求していた。(架空請求)

【診療報酬の不正請求額】

監査で判明した不正件数、金額は次のとおり。

件数	190件
不正請求額	620,163円

※ なお、監査で判明した以外の分についても不正請求等があったものについては、監査の日から5年前まで遡り、保険者等へ返還させることとしている。